

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成十七年十月十九日(水曜日)
午前十一時開会

委員の異動

九月二十六日

辞任

朝日 俊弘君
伊藤 基隆君
島田智哉子君
下田 敦子君
羽田雄一郎君
平田 健二君
松下 新平君
山根 隆治君

補欠選任

辻 泰弘君
山下八洲夫君
鈴木 寛君
松井 孝治君
小川 勝也君
山本 孝史君
足立 信也君
高嶋 良充君

十月十八日

辞任

又市 征治君

補欠選任

近藤 正道君

出席者は左のとおり。

委員長

泉 信也君

理事

市川 一朗君
鶴保 庸介君
森元 恒雄君
家西 悟君
佐藤 道夫君
辻 泰弘君
福本 潤一君

委員

浅野 勝人君
荒井 正吾君
岡田 広君
萩原 健司君
河合 常則君
世耕 弘成君
真鍋 賢二君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除き、預金又は貯金の口座への振り込みによることなく、これをしてはならないこととし、また、何人も、これに違反してされる寄附を受けてはならないこととしております。これらに違反してされる寄附に係る金銭又は物品の所有権は国庫に帰属することとしております。

第三に、施行期日であります。この法律は平成十八年一月一日から施行することとしております。

以上であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(泉信也君) 次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)について、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴取いたします。遠藤武彦君。

○衆議院議員(遠藤武彦君) ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、趣旨及び内容を御説明いたします。現行法では、政治団体の支部が解散した場合、その支部の代表者及び会計責任者であった者のみが、当該支部の解散届と収支報告書を提出することとなっております。このため、支部が解散したにもかかわらず、これらの者が政治資金規正法上の解散届を提出しない場合は、届出上は支部がなお存在しているかのような外観が残つてしまい、世上、誤解を招くおそれがあります。

本案は、このような誤解が生ずることのないよう、政治団体の本部が、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、その支部の解散届を提出できるようにしようとするものであり、この場合には、本部は、その支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、解散届を提出した旨、通知することとしております。

なお、本部が解散届を提出した場合には、支部の代表者及び会計責任者であった者が重ねて解散

届を提出する必要はなくなりませんが、政治資金収支報告書につきましては、従前どおりこれらの者に提出義務があることから、この義務を怠った場合に罰則が科せられることも従前どおりであります。また、本案は、政治団体に対する周知のための期間等を勘案して、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとしております。以上が、本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(泉信也君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時八分散会

十月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第四号)
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
政党及び政治資金団体以外の政治団体の政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。
第二十二條の二中「前条第一項の下に」若しくは第二項を加える。
第二十二條の六の次に次の一条を加える。
(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 何人も、政治資金団体の預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治資金団体に對して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

2 政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。
3 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。
4 第一項若しくは第二項の規定に違反してされる寄附に係る金銭若しくは物品の提供があつたとき又は前項の規定に違反して金銭若しくは物品による寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者又は当該寄附を受けた者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
第二十六條第一号中「第二十二條第一項の下に」若しくは第二項を加える。
第三十三條の二第一項第一号中「第二十二條の六第五項」の下に「(第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二條 政治資金規正法の一部を次のように改正する。
第二十二條の六の二中「貯金又は郵便振替」を「又は貯金」に改め、「又は振替」を削る。

附則
1 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二條及び附則第三項の規定は、郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の廃止の日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の項中「第二十二條の六第五項」の下に「(第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第二條の規定の施行の日前にされた政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体のする寄附については、なお従前の例による。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「年月日」の下に「を、第六條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出る」を加え、同条第三項中「報告書を提出した」を「届出をした」に改める。
第十八條に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わつて、前条第一項の規定による届出をすることが出来る。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。
第三十三條の二第一項第一号中「第十七條第一項及び第三項」の下に「第十八條第四項」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の項第一号イ中「第十七條第一項及び第三項」の下に「第十八條第四項」を加える。